

インフルエンザ予防接種実施要領

（目的）

第1条 この要領は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期のインフルエンザ予防接種（以下「定期予防接種」という。）について、市民が接種できる機会を設けることで、個人の発病又はその重症化を予防し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的とする。

（実施期間）

第2条 実施期間は毎年10月1日から翌年1月31日までとする。ただし、新型インフルエンザの流行期等においては、国の指示に基づき、別途実施期間を定める。

（実施場所）

第3条 定期予防接種は、市内の個別協力医療機関及び専門相談協力医療機関（以下「実施機関」という。）で行う。

（対象者）

第4条 定期予防接種の対象者は、接種日において65歳以上の者又は60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有するもの及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有するものとする。

（接種回数）

第5条 定期予防接種の接種回数は、毎年度実施期間中1回とする。

2 実施機関の医師の判断により対象者が2回目の接種を希望した場合は、原則として1回目を定期予防接種とする。

(接種方法)

第6条 定期予防接種に使用する接種液は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第43条に基づく検定に合格したインフルエンザHAワクチンとし、あらかじめ実施機関が購入した上で、皮下に0.5mlを接種する。

(自己負担金の徴収)

第7条 定期予防接種に係る自己負担金は、2,300円とする。

2 実施機関は、接種時に対象者から自己負担金を徴収する。ただし、対象者が次の各号に掲げる者に該当し、それを証明するもの（以下「証明書類」という）の提示があったときは、徴収免除とする。

(1) 生活保護世帯に属する者

(2) 市民税県民税非課税世帯に属する者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）（以下「中国残留邦人等に関する法律」という。）に基づく支援の対象となる者

3 前項の証明書類は、次のいずれかに該当するものとする。

生活保護世帯に属する者	最新の被保護証明書等
市民税県民税非課税世帯に属する者	最新の介護保険料納入通知書（市民税県民税非課税世帯であることがわかるものに限る）等
中国残留邦人等に関する法律の支援の対象となる	中国残留邦人等に関する法律に基づく支援の本人確認証

者	中国残留邦人等に関する法律に基づく支援給付受給証明書
---	----------------------------

- 4 対象者から徴収した自己負担金は、後日、証明書類が提示された場合であっても払い戻さない。

(確認手続き)

第8条 対象者は、前条第3項の証明書類がないときは、市長に自己負担金免除対象者であることの確認を求めることができる。

- 2 前項に規定する確認を受けようとするときは、「定期予防接種自己負担金免除対象者確認申請書兼同意書」(第1号様式)により市長に申請するものとする。

- 3 前項に規定する申請は対象者、対象者と同じの世帯に属する者及び対象者から委任を受けた者が行う。

- 4 市長は、確認後、申請者へ結果を通知する。

附 則

この要領は、平成13年11月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年8月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 11 月 9 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

(読替規定)

- 2 令和 2 年 10 月 1 日から令和 2 年 12 月 31 日までの間、第 7 条中「2, 300 円」とあるのは「0 円」と読み替える。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(読替規定)

- 2 令和4年1月31日までの間、第2条中「12月31日」とあるのは「翌年1月31日」と読み替えてこの規定を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

(読替規定)

- 2 令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間、第7条中「2, 300円」とあるのは、0円と読み替える。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年1月1日から施行する。

(読替規定)

- 2 令和5年1月31日までの間、第2条中「12月31日」とあるのは「翌年1月31日」と読み替えてこの規定を適用する。

- 3 令和4年10月1日から令和5年1月31日までの間、第7条中「2, 300円」とあるのは、0円と読み替える。

附 則

この要領は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月27日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月7日から施行する。